

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号		
不利益処分の種類	容器又は附属品検査不合格品のくず化等処分命令	根拠条項	第56条第1項又は第4項		
処分基準	<p>1 容器 容器検査に合格しなかった容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても、法第44条第4項の規格に適合しないとき</p> <p>2 附属品 附属品検査又は附属品再検査に合格しなかった附属品がその附属品が装置される容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても、法第49条の2第4項の規格に適合しないとき</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 危機管理防災課	交付機関 危機管理防災課	目次NO